

東京都地域生活支援事業(必須事業)の実施状況

推進協議会 第1回専門部会
H26.7.22 資料8

【第2回総会 資料5 - 4「障害者計画に係る計画事業の進捗状況」から該当事業部分抜粋】

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	平成25年度末 状況等
専門性の高い相談支援事業		
<p>18 東京都発達障害者支援センターの運営(東京都地域生活支援事業)</p> <p>発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>(対象)</p> <p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児(者)及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>相談支援件数 3,671件</p> <p>発達支援件数 30件</p> <p>就労支援件数 610件</p> <p>普及啓発講演会等 4回開催</p> <p>連絡協議会 開催実績なし</p>	<p>相談支援・発達支援件数 3,165件</p> <p>就労支援件数 517件</p> <p>普及啓発講演会等 2回開催</p> <p>連絡協議会 開催実績なし</p>
<p>19 高次脳機能障害支援普及事業(東京都地域生活支援事業)</p> <p>高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。</p> <p>区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>(支援拠点)</p> <p>東京都心身障害者福祉センター</p> <p>(事業内容)</p> <p>専門的相談支援 相談支援体制連携調整委員会の開催 普及啓発 専門的リハビリテーションの充実</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>新規相談件数 463件</p> <p>相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>就労準備支援プログラムの実施</p> <p>社会生活評価プログラムの実施</p> <p>専門的リハビリテーションの充実事業を4圏域(区西南部、区東部、西多摩、北多摩南部)で実施</p>	<p>新規相談件数 356件</p> <p>相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>就労準備支援プログラムの実施</p> <p>社会生活評価プログラムの実施</p> <p>専門的リハビリテーションの充実事業を6圏域(区南部、区西南部、区東部、西多摩、南多摩、北多摩南部)で実施</p>
<p>29 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業(東京都地域生活支援事業)</p> <p>区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>27区市町で実施</p>	<p>31区市町で実施</p>
<p>20 障害児等療育支援事業(東京都地域生活支援事業)</p> <p>在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>
<p>152 障害者就業・生活支援センター事業(東京都地域生活支援事業)</p> <p>障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6か所指定</p>	<p>6か所指定</p>

事業名・事業内容	平成24年度末 状況等	平成25年度末 状況等
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業		
<p>8 聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話及び要約筆記の指導を行うことにより手話通訳者及び要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 手話通訳者養成事業 中途失聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（修了者数） 手話通訳者 190名 要約筆記者 21名</p>	<p>（修了者数） 手話通訳者 182名 要約筆記者 20名</p>
<p>9 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 8,885件 派遣時間 36,400時間</p> <p>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 46人 修了者数 46人</p>	<p>・通訳・介助者派遣事業 派遣件数 9,757件 派遣時間 42,952時間</p> <p>・通訳・介助者養成研修事業 受講者数 36人 修了者数 35人</p>

【現行計画策定後に事業開始した事業】

<p>聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業） 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る広域的連絡調整（事業開始：平成26年1月） 障害者団体等が主催または共催する広域型行事への手話通訳者及び要約筆記者の派遣（事業開始：平成26年4月）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>
